平成２１年（フ）第１８９号
福岡県久留米市梅満町1509番地10
債務者　佐藤　祐子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１１５号
北海道登別市富士町３丁目21番地２
債務者　岩渕　啓子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
新潟県胎内市東本町19番19号
債務者　佐藤　満男
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第３８３１号
大阪府八尾市曙町４丁目74番地
債務者　鶴田　利和
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２１４号
大阪府守口市馬場町３丁目５番15号
債務者　伊藤　高文
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３０６号
大阪府八尾市八尾木北５丁目75番地　金沢マンション305号
債務者　島内　実穂
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４２１号
大阪府東大阪市布市町４丁目１番29号
債務者　細川　正治
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４３３号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番24―1102号、住民票上の住所大阪府吹田市五月が丘南32番７―201号
債務者　片山　将吾
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６５０号
大阪市西成区花園南２丁目１番４号　スペースライフ天下茶屋407号
債務者　木村　久美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６８５号
大阪府八尾市北木の本５丁目28番地の１　ディアコート103号
債務者　佐竹みどり
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７０６号
大阪市西淀川区野里１丁目１番22―307号
債務者　飯沼　博司
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７８３号
大阪市西区北堀江１丁目16番18号４Ｂ
債務者　徳原光訓こと　玄　　光寿
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１６４号
大阪府吹田市長野西14番３号
債務者　武道とし子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２５９号
大阪市淀川区新高５丁目６番20号　レジデンスコートアネックス101号
債務者　秋山　愛里（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２８３号
大阪市都島区高倉町３丁目６番１―802号
債務者　諸橋　由香（旧姓下平）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３０３号
大阪府大東市寺川３―11―20―105、住民票上の住所大阪府大東市野崎３丁目10番１号
債務者　森下　正寿
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３０４号
大阪府枚方市田口１丁目21番11―21号
債務者　市原　直子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３０７号
大阪府八尾市黒谷２丁目205番地
債務者　桑原　寛樹
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部